

群馬県特用林産物生産活力アップ事業補助金交付要綱

平成29年4月14日林振第701-4号

平成31年4月15日林振第701-4号

令和2年4月1日林振第701-7号

令和3年5月17日林振第701-13号

令和5年4月1日林振第701-4号

令和8年3月25日林振第701-2号

(目的)

第1 群馬県知事(以下「知事」という。)は、国産のきのこ等特用林産物の振興を図るため、農業協同組合、きのこ生産者等の組織する団体等(以下「事業主体」という。)が行う特用林産物生産活力アップ事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「補助事業」とは、本補助金の対象となる事務又は事業をいう。
2 この要綱において、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。
3 この要綱において、「間接補助金」とは、市町村(以下「事業実施市町村」という。)が、相当の反対給付を受けないで交付する補助金等で、本補助金を直接又は間接にその財源の一部とし、かつ、本補助金の目的に従って交付するものをいう。
4 この要綱において、「間接補助事業」とは、間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
5 この要綱において、「間接補助事業者」とは間接補助事業を行うものをいう。本事業においては、事業主体と同意となる。

(補助対象事業及び補助率等)

第3 補助対象事業及び補助対象経費並びに補助率は、別表に掲げるとおりとする。
2 事業主体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
3 事業実施主体は、自己又は自社の役員及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
(1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
(2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(補助金の交付)

第4 別表に規定する群馬県特用林産物生産活力アップ事業補助金は、原則として事業実施箇所の所在する事業実施市町村に交付するものとする。この場合、事業実施市町村は、自らが直接事業主体となって補助事業を行う場合を除き、本補助金を財源として、間接補助事業者の間接補助金を交付するものとする。

(補助金交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により補助金交付申請書(別記様式第1号)を、事業実施箇所を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長(以下「所長」という。)に、所長が指定する日までに提出しなければならない。

(変更の承認)

第6 規則第9条第1項第1号の規定による所長の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記様式第2号)を所長に提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の規定による知事があらかじめ定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外とする。

(事業の繰越)

第7 事業実施市町村長は、やむを得ない理由により事業の全部又は一部を翌年度に繰り越す必要があるときは、繰越承認申請書(別記様式第2-2号)を所長に提出しなければならない。

2 事業実施市町村長は、繰越を必要とする額が確定したときは、直ちに繰越額確定計算書(別記様式第2-3号)を所長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第8 所長は、補助事業の遂行上特に必要と認めるときは、規則第7条第2項に規定する概算払いにより補助金を交付することができる。

2 前項の規定による概算払いによって補助金の交付を受けようとする者は、概算払請求書(別記様式第3号)により所長に請求するものとする。

(実績報告)

第9 補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、実績報告書(別記様式第4号)を提出しなければならない。ただし、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

(書類の提出等)

第10 知事及び所長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、当該事業に係る書類の提出を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業等に係る帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第11 補助事業者は、補助事業により取得した財産を取り壊し、廃棄し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、改造し、貸し付け、若しくは担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、取得した財産を移転する場合若しくは補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の

耐用年数を勘案して「減価消却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 知事は、承認を受けた財産の処分で既に交付した補助金額を返還させるときは、当該財産の耐用年数及び経過件数を勘案し、返還額を算定するものとする。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成29年度の事業から適用する。なお、本要綱の制定に伴い群馬県特用林産物生産活力アップ事業（施設整備等）補助金交付要綱及び群馬県特用林産物生産活力アップ事業（原木共同購入支援）補助金交付要綱は廃止する。

（附 則）

この要綱は、平成31年度の事業から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和2年度の事業から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和5年度の事業から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和8年度の事業から適用する。

別 表

事業区分	事業内容		事業主体及び補助対象経費	補助率	重要な変更
施設整備	しいたけ等特用林産物の生産効率化・省力化を図るために必要な施設設備の整備を行う事業。	<p style="text-align: center;">事業対象</p> 1 菌床製造施設設備 2 培養施設設備 3 発生施設設備 4 集出荷・販売施設設備 5 廃床等活用施設設備 6 その他生産効率化・省力化を図るための施設設備	<p>市町村、全国農業協同組合連合会群馬県本部、森林組合、農業協同組合、きのこ生産者等の組織する団体（3名以上）、及び認定農業者が、左記の事業を行うのに要する経費。</p> <p>但し、森林組合、農業協同組合、きのこ生産者等の組織する団体、及び認定農業者においては市町村がその補助対象経費の1/10以上を補助する場合に限る。</p>	補助対象経費の1/2以内	1 事業主体の変更 2 事業主体における事業内容の変更 3 事業主体における補助対象経費の10%を超える増減
原木共同購入支援	<p>原木しいたけ生産の振興及び中核的生産者の育成を図るため、原木共同購入等経費に対して支援を行い、原木しいたけ生産の活性化及び群馬県産木材の利用推進を図る。</p>		<p>農業協同組合、きのこ生産者等の組織する団体（3名以上）が、左記の事業を行うのに要する経費。</p> <p>但し、次の条件による。</p> <p>①共同購入本数を6,000本以上とする。但し、認定農業者の購入本数は4,000本以上とする。</p> <p>②補助対象は、3,000本を超えた購入本数とする。</p> <p>③生産者あたり補助対象原木数は1,000本から3,000本の範囲内とする。</p> <p>④市町村が原木購入費1本について10円以上を補助する場合に限る。</p>	1本当50円。但し、100本単位とする。	1 事業主体の変更 2 事業主体における補助対象経費の10%を超える増減
<p>細則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助事業の採択条件を満たしている事業については、国庫補助事業を優先する。 2 施設整備について、事業実施後のきのこ生産額又は生産コストの目標が、群馬県の目標値の伸び率以上であること。 3 施設整備について、本補助金を利用し栽培するきのこは、国内で植菌されたほだ木又は菌床を使用すること。 4 施設整備について、1事業の補助金額の上限は5,000千円、下限は、150千円とする。 5 原木共同購入支援について、購入原木の80%以上が群馬県産木材であること。 6 事業区分間での経費の流用は認めない。 					

別記様式第1号

令和 年度特用林産物生産活力アップ事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 あて

所在地

事業主体名

令和 年度において、別紙計画書のとおり、特用林産物生産活力アップ事業を実施
したいので、補助金 円を交付してください。

※事業区分に応じた別紙事業計画書を添付すること。

事務担当 電話 メール

別紙1 (施設整備)

事業計画書 (事業変更計画書)

1 事業の目的 (変更の理由)

2 事業計画 (変更計画)

(1) 総括

事業主体 (代表者名)	事業費 円	補助対象 経費 円	事業費内訳		
			県補助金 円	市町村費 円	事業主体負担金 円

(2) 事業の内容

事業の内容	事業量	事業費 円	施行又は設置場所	摘要

(注) 施設については構造・面積、機械類については処理能力等を記載のこと。

(3) 利用計画

事業の内容	事業量	利用延人員 人	利用量

(4) 目標値

	事業内容	現状値	1年目	2年目	目標年度
			○年度	○年度	○年度
生産額(円)					
生産コスト(円/kg)					

(注) 目標値は事業主体ごとに生産額又は生産コストのどちらかを選び設定する。ただし、導入した施設設備をリース等により事業主体以外の者が利用する場合は、利用者ごとに目標値を設定する。

3 収支予算

(1) 収入

区分	予算額	算出基礎
県補助金	円	
市町村費		
事業主体負担金		
計		

(2) 支出

区分	予算額	算出基金
	円	

4 事業実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 実施設計図書

ただし、機材のみの場合は要しない。

(2) 変更計画のときは、前計画書を朱書し2段書きとする。

(3) 見積書1者以上(交付申請時は3者以上)。

※3者以上の者から見積書を徴せない場合は、理由書(任意様式)を添付する。

6 群馬県特用林産物生産活力アップ事業補助金の申請にあたり、下記事項の内容を宣誓します。

- 暴力団又は暴力団の統制下にある団体と密接な関係はなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 自己又は自社の役員及び被雇用者は、出入国管理及び難民認定法による不法就労又は不法就労助長に該当する行為は行いません。

別紙2 (原木共同購入支援)

事業計画書 (事業変更計画書)

1 事業の目的 (変更の理由)

2 事業計画 (変更計画)

(1) 総括

事業主体 (代表者名及び構成員の 数)	事業費	補助対象 経費	事業費内訳		
			県補助金	市町村費	事業主体負担金
	円	円	円	円	円

(2) 事業の内容

原木生産者の人数	購入する原木の総本数	原木の調達先	摘要
人	本 内補助対象原木 (県内産原木 本) (県外産原木 本)	県名、市町村名を記入	

(注) 摘要の欄は、購入する生産者の氏名と本数を記載のこと。(別紙でも可)

3 収支予算

(1) 収入

区 分	予 算 額	算 出 基 礎
県 補 助 金	円	
市 町 村 費		
事業主体負担金		
計		

(2) 支出

区 分	予 算 額	算 出 基 金
	円	

(注) 収支予算は購入原木全体に関すること。

4 事業実施期間

自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月 日

5 添付書類

(1) 生産者別購入計画一覧（別記様式5号）

(注) 記載項目は、氏名、今年度の植菌本数
対象となる原木購入本数等とする。

(2) 変更計画のときは、前計画書を朱書し2段書きとする。

(3) 補助対象生産者のほだ場位置図及び見取り図。

※変更計画の場合、ほだ場等に変更がない場合には添付不要。

(4) 各生産者原木補助金の申込書の写し（別記様式6号）

※変更計画の場合、既に提出済みの生産者については添付不要。

別記様式第2号

令和 年度特用林産物生産活力アップ事業変更承認申請書

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 あて

所在地

事業主体名

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金交付決定のあった、特用林産物生産活力アップ事業について、別紙事業変更計画書のとおり変更したいので承認してください。

※事業区分に応じた別紙事業変更計画書を添付すること。

事務担当 電話 メール

別記様式第2-2号

令和 年度特用林産物生産活力アップ繰越承認申請書

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 あて

所在地

事業主体名

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金交付決定のあった、特用林産物生産活力アップ事業について、事業の年度内完了が困難となったので、下記のとおり事業内容及び事業期間を変更し、繰越を承認されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 繰越理由

3 繰越を要する額

事業費	円
補助対象経費	円
補助交付決定額	円
(今回の変更額	円)
うち繰越を要する額	円

4 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類 (1) 事業変更計画書 ※事業区分に応じた事業変更計画書を添付
(2) 繰越額計算表
(3) 生産者別購入計画一覧 ※原木共同購入支援の場合のみ

事務担当 電話 メール

別記様式第3号

令和 年度群馬県特用林産物生産活力アップ事業概算払請求書

令和 年 月 日
第 号

環境森林事務所長又は森林事務所長 へ

所在地

事業主体名

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金交付決定のあった群馬

県特用林産物生産活力アップ事業の補助金について、 円を概算払いによって交付してください。

記

1 事業の実施状況

事業区分	補助金交付 決定額	既受領額		今回請求額		補助金交付決定の残額	
		事業量	補助金	月 日 までの出来高	請求額	事業量残	補助金残
	円		円		円		円

2 概算払を必要とする理由

3 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

※全国農業協同組合連合会群馬県本部のみ記載

事務担当 電話 メール

別記様式第4号

令和 年度特用林産物生産活力アップ事業実績報告書

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 あて

所在地

事業主体名

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金交付決定の
ありました特用林産物生産活力アップ事業について、別紙事業成績書のとおり実施し
ました。

※事業区分に応じた別紙成績書を添付すること。

振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

※全国農業協同組合連合会群馬県本部のみ記載

事務担当
電話
メール

別紙1 (施設整備)

事業成績書

1 事業成績

(1) 総括

事業主体 (代表者名)	事業費	補助対象 経費	事業費内訳		
			県補助金 円	市町村費 円	事業主体負担金 円

(2) 事業の内容

事業区分	事業の内容	事業量	事業費	施行又は設置場所	摘要

2 収支精算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減
県 補 助 金	円	円	
市 町 村 費			
事業主体負担金			
計			

(2) 支 出

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減
	円	円	円

3 事業完了年月日

令和 年 月 日

別紙2 (原木共同購入支援)

事業成績書

1 事業成績

(1) 総括

事業主体 (代表者名及び構成員の数)	事業費	補助対象 経費	事業費内訳		
			県補助金	市町村費	事業主体負担金
	円	円	円	円	円

(2) 事業の内容

原木生産者の人数	購入した原木の総本数	原木の調達先	摘要
人	本 内補助対象原木 (県内産原木 本) (県外産原木 本)	県名、市町村名を記入	

(注) 摘要の欄は、購入する生産者の氏名と本数を記載のこと。(別紙でも可)

2 収支精算

(1) 収入

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減
県 補 助 金	円	円	
市 町 村 費			
事業主体負担金			
計			

(2) 支出

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減
	円	円	円

(注) 収支予算は購入原木全体に関すること。

3 事業完了年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 生産者別購入実績一覧 (別記様式5号)

(注) 記載項目は、氏名、今年度の植菌本数
対象となる原木購入本数等とする。

(2) 補助対象生産者のほだ場位置図及び見取り図。

(3) 県産原木伐採地調査野帳 (写し)

令和 年 月 日

原木補助金の申込書

住 所

氏 名

電話番号

私は、県が実施する原木共同購入に関する補助事業を活用するにあたり、下記の事項に同意した上で、申込みます。

記

1. 購入する原木は、放射性物質の検査結果で安全性が確認された安全な原木（50Bq/kg以下）とします。
2. 実績報告には、購入した原木の検査結果の写しを添付します。
3. 「群馬県きのこの栽培管理に関する指導指針」に基づき栽培を実施し、安全な原木きのこを出荷します。